

①

計画造林準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十二(十二) 平十三・四・一以後終了事業年度分

当期積立額		1	円	期首現在額	10	円
当期積立限度額	当期において伐採及び譲渡をした面積 (0.1ヘクタール未満切上げ)	2	ヘクタール	造林を行った場合の取崩額	11	
	積立限度額 (2) × 13万円	3	円	同上以外の場合による準備金取崩額	12	
	積立限度超過額 (1) - (3)	4		計 (11) + (12)	13	
差引計画造林準備金 (19)		5		当期積立額 (1)	14	
累積限度超過額の計算	翌期以後の各事業年度の造林面積の $\frac{1}{2}$ に相当する面積 (0.1ヘクタール未満切上げ)	6	ヘクタール	差引期末現在額 (10) - (13) + (14)	15	
	累積限度額 (6) × 13万円	7	円	減 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	16	
	累積限度超過額 (5) - (7)	8		算 当期中において益金の額に算入すべき金額 (24の計) + (25の計) + (26の計) + (27の計) - (13)	17	
限度超過額合計 (4) + (8)		9		積立限度超過額 (4)	18	
				差引計画造林準備金 (15) - (16) - (17) - (18)	19	
				累積限度超過額 (8)	20	
				期末計画造林準備金 (19) - (20)	21	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額				翌期繰越額 (23) - (24) - (25) - (26) - (27)
			造林を行った場合	2年を経過した場合	累積限度額を超過する場合	(24)、(25)及び(26)以外の場合	
	22	23	24	25	26	27	28
・	円	円	円	円	円	円	
・							円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
当期分							
計		円	円	円	円	円	

別表十二(十二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で森林法第2条第2項《定義》に規定する森林所有者に該当するものが、平成13年改正前の措置法（以下「平成13年旧措置法」といいます。）第56条の3《計画造林準備金》（平成13年改正措置法附則第21条第2項《法人の準備金に係る経過措置》の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）又は平成13年改正措置法附則第21条第4項の規定により、なおその効力を有するものとされる平成13年旧措置法第56条の3第2項から第6項まで又は第8項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「益金算入額の計算」の各欄は、計画造林準備金の損金算入の適用を受けた法人が、累積限度超過額が生じたこと、措置法第50条《植林費の損金算入の特例》の規定により損金の額に算入した金額があること、積

立後2年を経過したこと及び任意に取り崩したことによる益金算入額を計算する場合のほか、翌期以降の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも記載してください。

- 3 「積立事業年度」には、当期首現在の計画造林準備金の金額のうち、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。
- 4 「当初の積立額のうち損金算入額22」には、積立事業年度において積み立てた準備金の額で、損金の額に算入された金額を記載します。
- 5 「期首現在の準備金額23」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額28」の金額を事業年度ごとに記載します。